



歴史まちづくり法に係る最近の動向について

1 歴史まちづくり法の一部改正案（抜粋）

- ・歴史まちづくり計画の作成に必要な文化財を、市町村の指定文化財等にも拡大する。
（重点区域の要件に該当する建造物の用に供される土地の区域等の追加）

■歴まち計画と計画の核となる文化財の関係

	国		都道府県・市区町村	
	指定・選定	登録	指定・決定・選定	登録
有形の文化財	重要文化財、国宝	登録有形文化財	有形文化財	有形文化財
	重要有形民俗文化財	登録有形民俗文化財	有形の民俗文化財	有形の民俗文化財
記念物	史跡、特別史跡	登録記念物	遺跡	遺跡
	名勝、特別名勝		名勝地	名勝地
	天然記念物、特別天然記念物		動物・植物・地質鉱物	動物・植物・地質鉱物
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	—	伝統的建造物群保存地区	—
文化的景観	重要文化的景観	—	文化的景観	—
無形の文化財	重要無形文化財	登録無形文化財	無形文化財	無形文化財
	重要無形民俗文化財	登録無形民俗文化財	無形の民俗文化財	無形の民俗文化財

(凡例)  現在、歴まち計画の作成に必須となっている文化財（重点区域の設定に必須）
 国の価値づけがある文化財や、地域において規制措置が講じられている文化財（無形のものを除く）

(出典) 国土交通省 HP
 地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ とりまとめ概要 より

2 歴史まちづくり法運用指針の一部改正（抜粋）

①歴史的風致を形成する建造物の対象範囲の見直し・・・[運用指針の2. 歴史的風致の定義]

歴史的風致を形成する建造物について、必ずしも工作物が存在する必要はなく、人為的な改変が加えられた土地であっても建造物の対象になることを追記。

また、歴史的風土や信仰対象等の人との関わりのある地域の象徴も建造物の対象になり得ることを追記

②歴史的風致を形成する活動の継続期間の見直し

・・・[運用指針の別添2. 歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト]

歴史的風致を形成する伝統的な活動には、古くから続く祭礼行事のみならず、歴史的建造物を活用した継続的な活動（維持管理に関わる活動やイベント、歴史上の人物の顕彰活動等）も含まれる。これらについては20年程度継続した地域に密着した活動であれば歴史的風致を形成する活動になり得ることから、歴史的風致を形成する活動の継続期間を50年から20年へ変更。

3 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業・・・別紙 観光庁資料

- ・事業内容：②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備

→ 歴まち計画の認定都市が活用可能な補助制度